

各務原市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(平成24年4月2日決裁)

各務原市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成15年7月2日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を図るために実施する成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の内容)

第2条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項及び第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が家庭裁判所に対して行う審判の申立て（以下「市長申立て」という。）及び市長申立てに要する費用の負担
- (2) 審判請求に要した費用（以下「審判請求費用」という。）の助成
- (3) 家庭裁判所が決定した成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（以下「成年後見人等」と総称する。）に対する報酬に係る費用の助成

(支援事業の対象者)

第3条 支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、判断能力等の低下等の理由で身上監護に係る契約等の法律行為及び自己の財産管理が困難なものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、65歳以上の高齢者又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
- (2) 市長がその福祉を図るために特に必要と認めた者

2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、本市から市外の介護保険施設、障害者支援施設その他の福祉関連施設又は病院に長期入院したことにより市外に転出し

た者については、転出先の市町村における審判請求に係る援護の状況等を勘案し、特に必要があると認めた場合は対象者とすることができる。

（市長申立てに係る調査）

第4条 市長は、市長申立てを行うにあたりその必要性を判断するため、対象者について、次に掲げる事項を調査するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由により調査を実施することが困難であり、かつ、明らかに対象者の権利擁護を図るために市長申立てを行う必要があると判断したときは、この限りでない。

- （1）対象者の事理を弁識する能力の程度
- （2）対象者の健康状態、生活状況及び資産の状況
- （3）対象者に対する各種サービスの利用及びこれに付随する財産管理など日常生活における支援の必要性
- （4）対象者の二親等内の親族の有無
- （5）前号に掲げる親族がいる場合において、当該親族による対象者の保護の可能性及び審判請求を行う意思の有無
- （6）その他市長が確認を必要とする事項

（市長申立て）

第5条 市長は、前条の規定に基づく調査を実施した結果、次の各号のいずれかに該当し、かつ、対象者の権利擁護を図るために審判請求が必要であると判断したときは、市長申立てを行うものとする。

- （1）対象者に二親等内の親族がいないとき。
- （2）対象者に二親等内の親族があっても、当該親族が音信不通等の理由により審判請求が困難であると市長が判断したとき。
- （3）対象者に二親等内の親族があっても、当該親族による対象者に対する虐待の事実があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、三親等又は四親等の親族で審判の申立てを行う者の存在が明らかなきときは、市長申立ては行わないものとする。

3 市長申立てに係る手続は、家庭裁判所の定めるところにより行うものとする。

4 民法第7条、第11条及び第15条第1項の審判（次条第3項において「後見開始等の審判」という。）に係る市長申立てを行う場合の成年後見人、保佐人又は補助人の候補者は、対象者があらかじめ任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）の規定により任意後見人を選任している場合はその者、それ以外の場

合は民法第843条第4項の規定を準用して市長が選任した者とする。ただし、適任と認められる者がいない場合は、この限りでない。

(申立て費用の負担)

第6条 市長は、第2条第1号の規定に基づく市長申立てに要する費用を負担するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担した費用について、市長申立てと併せて家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項の規定に基づく手続費用の負担を命ずる審判の申立てを行うものとする。ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 市長申立てに要する費用を負担することで、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者

(3) その他活用できる資産及び貯蓄が乏しく、市長申立てに要する費用を負担することが困難であると市長が認めた者

3 市長は、前項に規定する申立てにより、裁判所から手続費用の負担命令があったときは、その負担命令を受けた者に対し、後見開始等審判請求に要した費用の請求について（様式第1号）により当該費用を求償するものとする。

(費用の助成)

第7条 市長は、成年被後見人等（後見開始等の審判を受けた対象者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に審判請求費用及び家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬に係る費用を負担する者がいない場合に限り、成年被後見人等に対し成年後見制度利用支援事業助成金（以下「助成金」という。）を支給し、その費用の全部又は一部を助成することができる。ただし、次条第2項の規定による助成金の支給の申請を行う前に成年被後見人等が死亡した場合又は家庭裁判所の報酬付与の審判が本人の死亡後に行われた場合は、その成年後見人等に対し助成金を支給することができるものとする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 当該費用を負担することで、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者

(3) その他活用できる資産及び貯蓄が乏しく、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である市長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が民法第725条に規定する親族である場合は、同項の成年後見人等の報酬に係る費用については、助成の対象としない。

3 第1項の審判請求費用に対する助成は、当該審判請求に要した収入印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料とする。

4 第1項の成年後見人等の報酬に係る費用に対する助成は、家庭裁判所が決定した報酬金額とする。

(助成金の申請等)

第8条 助成金の支給を申請する者は、成年被後見人等又はその成年後見人等でなければならない。

2 前項に規定する者は、助成金の支給を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による助成金の支給の申請は、助成の対象となる費用が必要となった審判に係る審判書の謄本が成年後見人等に到達した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の決定)

第9条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(助成費用の請求)

第10条 助成金の支給の決定通知を受けた申請者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に請求するものとする。

(報告義務)

第11条 成年後見人等は、助成を受ける成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止及び変更)

第12条 市長は、助成を受ける成年被後見人等の資産状況及び生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めるときは、助成の中止又は助成額の変更をすることができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日決裁）

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日決裁）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に支払いをした審判の請求に要した費用に係る助成金について適用し、同日前に支払いをした審判の請求に要した費用に係る助成金については、なお従前の例による。

3 改正後の第7条第4項の規定は、この要綱の施行の日以後に家庭裁判所の決定を受けた成年後見人等に対する報酬に係る助成金について適用し、同日前に家庭裁判所の決定を受けた成年後見人等に対する報酬に係る助成金については、なお従前の例による。

年 月 日

様

各務原市長

後見開始等審判請求に要した費用の請求について

年 月 日に 家庭裁判所にて行った後見開始等審判請求に要した費用について、家事事件手続法第 28 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり納付願います。

記

1 審判請求の内容

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 審判の種類

2 審判請求に要した費用 円

内訳	収入印紙代	円
	郵便切手代	円
	診断書料	円
	鑑定料	円

3 費用の納付について

- (1) 請求金額 円
- (2) 納付期日 年 月 日

※同封の納入通知書兼領収証書により、指定金融機関又は収納代理金融機関に納付してください。

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住所
氏名

成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

各務原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

成年被 後見人 等	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	施設入所者の 場合施設の 名称及び 所在地			
成年後 見人等	住 所	電話番号		
	氏 名		後見等の種類	
助成金 申請額	審判請求費用	円（収入印紙代、郵便切手代、診断 書料、鑑定料）内訳書添付要		
	成年後見人 等への報酬	円（※報酬付与の審判により決定した額） ※助成開始月 年 月から		
生活保護受給の有無		☐ 有（受給開始年月日 年 月 日～） ☐ 無		
添付書類 （生活保護受給の場 合は※のみ添付して ください。）		☐ 領収書の写し及び支払証明書※（審判請求費用の助成申請の場合のみ添付） ☐ 預貯金通帳の写し ☐ 年金振込通知書の写し ☐ 報酬付与の決定通知書の写し※（成年後見人等の報酬の助成申請の場合のみ添付） ☐ 生活保護受給証明書※ ☐ その他資産及び収入の状況がわかる書類 ☐ 登記されていないことの証明書		
申 請 の 理 由				

* 助成金支給（不支給）決定のため、各務原市長が成年被後見人等の税務資料を閲覧することを承諾します。

* 本申請書に記載された個人情報、この申請の事務処理のために利用します。

成年被後見人等 氏 名 _____

年 月 日

様

各務原市長

成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました各務原市成年後見制度利用支援事業助成金について、各務原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により、成年被後見人に対し次のとおり決定したので通知します。

成年被後見人等	住 所	
	氏 名	
	入所施設名	
成年後見人等	住 所	
	氏 名	
	後見等の種類	
申請年月日	年 月 日	
決定年月日	年 月 日	
☐ 支 給	審判請求費用	円
	成年後見人等 への報酬	円
		助成期間 年 月から 年 月 (か月)
	決定理由	
☐ 不支給	決定理由	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は各務原市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

（宛先） 各務原市長

住所
氏名

年 月 日決定を受けた各務原市成年後見制度利用支援事業助成金について、次のとおり請求します。

助成金 支給対 象者 （成年 被後見 人等）	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	施設入所者の 場合施設の名 称及び所在地			
成 年 後 見 人 等	住 所			
	氏 名		後見等の種類	
請 求 金 額	審判請求費用	円		
	成年後見人等 への報酬	円		

振 込 口 座	金融機関名	
	本支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)